

# 電力広域機関における組織運営について

2022年10月4日

資源エネルギー庁

**再就職規制について  
(前回意見を踏まえた最終案)**

## (前回の振り返り) 現在の電力広域機関の再就職規制

- 役員の再就職は、電力広域機関の定款において、以下のとおり規制されている。
- 役員は、その退任後、
  - ① 役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となるうとする法人等が電気事業を行っていないこと、
  - ② 又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されること  
について、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。
- 役員は、その退任後、
  - ③ 電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。
  - ④ また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。



- 期間の定めなく、役員が再就職する度に①、②について総会の議決が必要
- 期間の定めなく、③、④について規制されている状況

## (前回の振り返り) 【論点】役員の退任後の再就職の規制の期間の設定について

- これまで役員の退任後の再就職の規制については、期間の定めがなく、無期限を前提に運用されている。
- また、電力広域機関の設立以降、組織の中立性・公平性を確保する仕組みを構築し、昨年の本WGにおいても適当との評価が得られており、退任後の元役員から意思決定の関与を受けるおそれがないことや、制裁処分も含め定款や行動規範等が整備され、退任後の元役員による情報利用を規制するなど、制度整備が着実に行われてきた。
- 一方、現在の再就職規制が無期限に続くと、役員の高齢化・組織の弱体化といった弊害が顕在化していくことが見込まれる状況にある。
- こうした中、国家公務員法や他法人等の規程を踏まえると、概ね2年間を規制の期間として規定している状況にある。
- こうした点を総合的に勘案し、役員の退任後の再就職の規制については、国家公務員法や他法人等の規程を踏まえ、2年間に限ることとしてはどうか。

# 前回頂いた御意見について

視点	各委員からのコメント
①人材確保の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>未来永劫電力業界に戻ることができないというのは制約として厳しすぎる。有能な方に来ていただくことこそが一番重要。</u></li> <li>● 代償措置があることも必要。この競業禁止義務がない場合と比べては、<u>少し高めの賃金を払う、または退職時の退職金で対価を支払うことなどが必要。</u>これらを総合評価して、その競業禁止義務契約が合法かどうかということが評価される。</li> <li>● <u>どういう業務をされていた方に2年間、再就職について一定の制約がある</u>というときに、<u>どの点で、代償措置が必要なのか必要ないのかも含めて、処遇についてもよく考えていただくことが有益。</u></li> </ul>
②2年間の期間の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>基本的には2年間という期限を明確にするということにより、幾つか留意点が存在。</u></li> <li>● <u>2年間という期間が十分だと思いますが、どういう仕事に就いていたかだとか、どういう会社に就く際には問題がないか</u>ということ、期間だけでなく、<u>きっちり考えていくことも重要。</u></li> </ul>
③疑念を持たれない仕組みと透明性確保の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 懸念されるのは、広域機関に勤務中に取得した情報を、広域機関を退任した後の再就職先の業務に利用してしまうこと。その可能性を疑がわれることがなく、<u>何もやましいことはない</u>と示せるように、<u>何らかの仕組みをつくっておくことにより信頼性を担保</u>することも必要。</li> <li>● 元々いた会社に戻ることができるように、いいポストを用意して待ってもらうために、広域機関にいる間に出身母体の利益を図るようなことを広域機関内ですることが懸念される。こうした懸念への対処として、広域機関にいたときに担当された業務について、<u>問題がない</u>ということ、<u>中立的な第三者がレビューをする機会</u>をつくり、<u>信頼性を担保することが有効。</u></li> <li>● 2年という期間を付けるときに、<u>どういう条件でそれを定め、全体として役員の再就職においても機関の中立性・公平性が保たれる</u>という条件のところを少し明確に、その条件によってしっかり全体として、<u>機関の中立性・公平性が確保されている</u>ということ、<u>担保する、ということが必要。</u></li> <li>● 2年間設けるということ自体は、一般的に無制限というのは厳しすぎるかなと思いますので、<u>その前後のガバナンスなり、チェック、モニタリングをできるか</u>ということ、<u>同じかと考えております。</u></li> </ul>
④再就職の規制範囲の明確化の視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 単に2年間という期間で切ればそれによしというよりは、<u>どういう範囲で、ということをお考えないといけない。</u>他団体では、まず<u>入札等で関連する受注企業などを対象企業として、規制の対象企業を限定</u>している。在職中に、<u>その後の再就職を考えて行動がゆがむという在職中の問題と、退任後に再就職後に、在職中に得た情報や人脈を活用するという再就職後の問題</u>という2つに分けて捉える必要。</li> <li>● (再掲) <u>2年間という期間が十分だと思いますが、どういう仕事に就いていたかだとか、どういう会社に就く際には問題がないか</u>ということ、期間だけでなく、<u>きっちり考えていくことも重要。</u></li> </ul>
⑤ガバナンスの視点	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>定款の中でしっかりその旨を定めて、しっかり組織決定をすることが必要。</u></li> </ul>

# 【論点】前回頂いた御意見を踏まえた再就職規制の方向性

【方向性と改正内容の関係】

● 前回の議論を踏まえ、以下のとおり、期間等を設けることとしてはどうか。

● 役員の再就職の規制期間は2年間とする。

● 退任後2年間に、役員等に再就職する場合には、再就職先企業が電気事業を行っていないこと、または電気事業の意思決定等に関わらない担保措置が取られていることを総会議決事項とし、

「②2年間の期間の視点」から追加

● 退任後2年間の間は、電気事業を営む法人等において、電気事業の意思決定等を行う役員等とならないこととする。

● ただし、電気事業を営む法人の役員等であった者が、当該電気事業を営む法人や電気事業を営むその子会社や親会社の役員等となるいわゆる出戻りは、2年間の定めなく規制。

ノーリターン規制は、引き続き維持

● 上記規制に加えて、在籍時と退任後の利益誘導を図ることを防止するため、以下の規制措置を追加する。

● 退任後2年間、電気事業者ではないが、電力広域機関と受発注関係を有した、また、電力広域機関への入札参加資格を持つ企業(システムベンダー、物品、コンサル等)への再就職を規制する。

「④再就職の規制範囲の明確化の視点」から追加

● さらに、退任後2年間は、機関の中立性の確認を行うため、従来の就職先のみならず、以下の項目を電力広域機関の評議員会に諮り、評議員会の承認を受けなければ、役員等にはなってはならないこととする。なお、評議員会の審議結果については公表することとする。

「③疑念を持たれない仕組みと透明性確保の視点」から追加

● 就職先

● 就職先の業務内容

● 電力広域機関との受発注関係等の有無

● 役員の電力広域機関での業務と再就職先の業務との関係のレビュー結果

● これらを電力広域機関の定款に規定する。

「⑤ガバナンスの視点」から追加



# (参考) 定款のイメージ

## ○電力広域的運営推進機関 定款

(役員の兼職禁止等)

- 第34条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。
  - 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。
  - 役員は、その退任後二年間、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となってはならない。
  - 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければならぬ。
  - 役員は、その退任後二年間、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となってはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又は電気事業を営むその子法人等若しくは親法人等の役員等となってはならない。また、役員が、その退任後二年間、役員の任期において本機関と契約をした法人等の役員等となってはならない。
  - 役員は、その退任後二年間、役員等となろうとする法人等において、本機関との役員等となろうと法人等の契約の有無、役員が退任後に関与する事業の内容、役員が退任後に関与する事業の内容と役員が本機関において関与した事業の内容の関係について、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければ、法人等の役員等となってはならない。
  - 前項に掲げる理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決については、公表するものとする。

## (参考) 現在の役員の退任後の再就職の規制

- 電力広域機関は、公的役割を担う組織として、業務を運営が公正かつ適正に行われることが確実であると認められることが求められる。
- このため、定款において「役員の退任後に、電気事業を営む法人等の役員等となつてはならない」こと等再就職について規制している。

### ○電力広域的運営推進機関 定款

(役員の兼職禁止等)

第34条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、経済産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 役員は、会員との間で雇用契約を有してはならない。

3 監事は、理事長、理事、評議員又は本機関の職員を兼ねてはならない。

4 役員は、その退任後、役員若しくはこれに準ずる者又は重要な使用人（以下「役員等」という。）となろうとする法人等が電気事業を行っていないこと、又は当該法人等が営む電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与しないことの担保措置その他の措置により、本機関の中立性が確保されることについて、総会の議決を経た後でなければ、法人等の役員等となつてはならない。

5 前項に掲げる事項は、総会の議決に先立ち、理事会の議決並びに評議員会の審議及び議決を経なければならない。

6 役員は、その退任後、電気事業を営む法人等において、電気事業及び電気事業と密接に関連する事業の意思決定に関与する役員等となつてはならない。また、役員が、本機関への就任前に、電気事業を営む法人等の役員等であった場合には、その退任後、当該電気事業を営む法人等又はその子法人等若しくは親法人等の役員等となつてはならない。

- 本規程により、以下を未然に防止し、機関の中立性・公平性を確保している。
  - ① 退任後、元役員の立場を利用し、電力広域機関の意思決定に働きかけ、役員として就任した企業への利益誘導を図ることを防止している。
  - ② 退任後、在任中において得た情報（例：電源立地計画の情報等）を元に、退任後に就職した企業への利益誘導を図ることを防止している。

## (参考) 複合的な対策の実施

- 機関の中立性・公平性を確保する対策については、
  - 電力広域機関の行為規制（元役員による意思決定への関与の防止）
  - 電気事業法、定款、行動規範、業務規程（退任後の元役員による情報利用の防止）においても措置が講じられている。

### <電力広域機関の主な行為規制（退任後の元役員による意思決定への関与の防止）>

- 総会の議決：送配電事業者・小売電気事業者・発電事業者の3グループに同数を配分し、中立性を確保している。
- 評議員会による運営監視：評議員は会員外の者で構成し、運営に関する重要事項（予算・決算等）を審議
- 退任後も含む役員の行動規範：特定の利害関係者に利益又は不利益となる行動その他の差別的な取扱いをしてはならない等の措置が整備されている。

### <電気事業法、定款、行動規範、業務規程による規制（退任後の元役員の情報活用の防止）>

#### ○電気事業法

第28条の29 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 推進機関の役員若しくは職員若しくは評議員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た情報を、推進機関の業務の用に供する目的以外に利用してはならない。

#### ○定款（第30条）違反への処分

● 役員及び役員であつた者は、別紙に定める役員行動規範を遵守しなければならない。

[役員行動規範]第2条 役員は、業務執行上知り得た秘密情報を漏洩又は盗用してはならない。役員退任後においても同様とする。

● 第1項の行動規範に違反したときその他必要があると認めるときは、第13条から第16条までの規定を準用し、当該役員又は役員であつた者に対し、必要な処分等の措置を科す。

(第13条 制裁の審議及び決定、第14条 弁明の機会、第15条 氏名、商号、制裁の種類、その理由の公表、第16条 異議の申立て)

# (参考) 他制度や組織との比較

## 国家公務員法

(内閣総理大臣への届出) 第106条の24関係

①**管理職職員であつた者は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合には、あらかじめ、政令で定めるところにより、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。**

一 行政執行法人以外の独立行政法人 二 特殊法人 三 認可法人 四 公益社団法人又は公益財団法人

②**管理職職員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合又は営利企業の地位に就いた場合は、前条第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、速やかに、内閣総理大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。**

(再就職者による依頼等の規制) 第106条の4関係

**退職して営利企業等に再就職した職員OBが、離職前5年間に在職した局等組織の職員に対して、再就職先に関する契約等事務について、離職後2年間、職務上の行為をする(しない)ように、要求または依頼してはならない。**

## 日本銀行

服務に関する準則

(再就職制限)

第8条 **役員は、任期満了前、満了後を問わず、退任後2年間、日本銀行と当座預金取引を有する営利企業(以下「当座預金取引先」という。)への就職を自粛する。**

## 年金積立金管理運用独立行政法人法

(理事長への届出) 第十七条の二

**管理運用法人役職員であつた者**のうち、管理運用法人の役員又は管理若しくは監督の地位として厚生労働省令で定めるものに就いていた者(退職手当通算予定役職員であつた者であつて引き続いて退職手当通算法人等の地位に就いている者を除く。)は、**離職後二年間、金融事業者の地位に就いた場合は、通則法第五十条の七第一項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、理事長にその旨を届け出なければならない。**

## 東日本高速道路株式会社 (NEXCO東日本)

役員、執行役員及び幹部社員(以下「役員等」という。)の再就職の自粛等

- 対象企業(競争入札による受注企業、競争入札参加企業及び競争参加有資格企業をいう。以下同じ。)に対して、在職中の再就職を目的とした一切の活動の禁止。
- 対象企業に対して、**役員は退任後1年間は再就職を自粛、退任後2年までに再就職した場合は届出**とし、執行役員及び幹部社員は退職後1年までに再就職した場合は届出。
- 対象企業が競争参加資格停止等の措置を受けた場合は、当該措置期間中及び措置期間終了後6ヶ月間は当該対象企業への再就職を自粛。